

令和元年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例												
議案番号	議案第47号	議案名	専決処分について〔琴浦町介護保険条例の一部改正について〕															
目的	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成31年政令第118号)が平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、条例を改正し介護保険料の軽減を行うもの。																	
内容	<p>1 経過等 平成27年4月から消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、一部実施を行っています。このたび、10月の消費税率10%への引き上げにあわせて更に軽減強化を行い、第1号被保険者の保険料第1段階から第3段階について賦課割合を軽減します。</p> <p>2 改正内容 介護保険料は所得に応じて12段階に分けて保険料を決定しています。そのうち、非課税世帯の第1段階から3段階の人を下表のように改正し、保険料軽減します。 第1号被保険者6,244人(H30.9.30現在)のうち約1,900人が軽減対象となる見込みです。</p> <table border="1" data-bbox="443 1093 1316 1355"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>賦課割合 改正前⇒改正後</th> <th>年間保険料額 改正前⇒改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.45 ⇒ 0.375</td> <td>32,400円 ⇒ 27,000円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.75 ⇒ 0.625</td> <td>54,000円 ⇒ 45,000円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.75 ⇒ 0.725</td> <td>54,000円 ⇒ 52,200円</td> </tr> </tbody> </table>						所得段階	賦課割合 改正前⇒改正後	年間保険料額 改正前⇒改正後	第1段階	0.45 ⇒ 0.375	32,400円 ⇒ 27,000円	第2段階	0.75 ⇒ 0.625	54,000円 ⇒ 45,000円	第3段階	0.75 ⇒ 0.725	54,000円 ⇒ 52,200円
所得段階	賦課割合 改正前⇒改正後	年間保険料額 改正前⇒改正後																
第1段階	0.45 ⇒ 0.375	32,400円 ⇒ 27,000円																
第2段階	0.75 ⇒ 0.625	54,000円 ⇒ 45,000円																
第3段階	0.75 ⇒ 0.725	54,000円 ⇒ 52,200円																
補足事項	<p>1 専決処分日 平成31年3月29日</p> <p>2 施行日 平成31年4月1日</p>																	